

令和三年五月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十七回総会議事録



## 聖籠町農業委員会第24期第27回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第27回総会は、令和3年5月25日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

1番 駒澤 一男（会長）	2番 新保 昇英（会長職務代理）
3番 曽根 善治（農地部長）	4番 宮下 吉勝（農政部長）
5番 新保 要一	6番 栗原 一成
7番 新保 勇	8番 八幡 裕
9番 神田 勝	10番 加藤 百合子

### 2 欠席委員 なし

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

### 3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について

日程第7 議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価、活動計画（案）の承認について

日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）

「会長」 部会より引き続き、聖籠町農業委員会第24期第27回総会を開  
会いたします。  
(開会 午後2時00分)

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の  
規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。なお、説明者  
には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和3年5月25日、本日1  
日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ  
いて、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。  
「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要  
件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その  
結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当で  
よろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に  
関する案件がありますので、6番委員退席願います。  
(6番委員、退席)

「会長」 番号44について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 番号 44 について、許可とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 番号 44 について、全員意義なしと認め、許可とすることに決定いたします。

(6番委員、入場着席)

「会長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第1号について、許可とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可とすることに決定いたします。

「会長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参考事」 はい。それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号 39 は、農地法第4条第6項第1号イ（一時転用）に該当し農用地区域内農地と判断されます。

番号 40 は、農地法第4条第6項第1号ロ（2）に該当し、第2種農地（市街地近郊農地）と認められます。

番号 41 は、農地法第4条第6項第1号ロ（2）に該当し、第2種農地（市街地近郊農地）と認められます。以上であります。

「会長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は先ほどの事前審査において、番号 41 番について、地番は分割されているのかという質問があり、分割されているとの説明でした。それと出来上がった場合、町が譲り受け、町が管理するとのことでした。ほかは、全員異議なく許可相当でよろしいとい

うことでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「5番委員」 いいですか。中身に関しては、なんともないところでありますとかつて申請者、4条、5条でありますけれども、その時、現場立会いで申請者が来ておりましたけれども、いまなぜ来なくなったのか理由をお聞かせ願いたい。

「副参事」 昔は、確かに、全ての申請者（代理人）が、現地立合いに来ました。現在の運用は、かなり複雑なものにつきましては、もちろん立ち会っていただく訳ですが、どういう経過で、運用が変わったのか現段階では、はっきりと答えられない。案件そのものについて事務局は、実施者ではないので、聞き取った以上の詳細説明ができない状況で、現在でも、審査上わからなければ、必要に応じて立合っていただくということが、普通だと思っております。この案件につきましては、すべて把握できましたので、今回は、事務局が申請者へ聞き取りし、説明させていただいた状況です。

「5番委員」 説明とは、業者にしたのか。

「副参事」 いいえ、申請者からすべて聞き取りをし、事務局が委員会で説明できる状況がありました。今後どのようにするのか、申請者を呼んで直接聞き取りをするのか、検討が必要と考えております。

「5番委員」 より正確にするには、県の指導はどうなっているのか。農業会議は、どうなっているのか。

「副参事」 現在、確認はしていません。

「5番委員」 確認してください。新発田なんかもやっていますよ。私もやっていたときは、あったのにいつの間にかなくなっている。

「副参事」 ありがとうございます。

「会長」 よろしいですか。ほかに質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号につきましては、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい、議長。それでは4ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、7番委員退席願います。  
(7番委員、退席)

「会長」 質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 議案第4号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。  
(7番委員、入場着席)

「会長」 日程第7、議案第5号 令和3年度聖籠町農業委員会の活動の点検・評価、活動計画（案）の承認について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは5ページをご覧ください。  
「議案朗読」

「会長」 この件につきましても、部会による事前協議がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第5号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5番委員」 冒頭に、副参事の説明があったわけですが、計画の中で、弁護士の話、これは、コンプライアンスの計画に付隨するのですか。その事業計画に、この人を呼ぶのですね。

「副参事」 はい、後段に詳細を説明させていただきたいと思います。

「会長」 よろしいですか。議案第5号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。  
「会長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは 17 ページをご覧ください。

「議案朗読」

以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

(閉会 午後 2 時 18 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議長

馬澤 一男



聖籠町農業委員会

署名委員

新保勇



署名委員

八幡裕

